

(補足資料)

\*\*\* 訪問介護と訪問型サービスAの兼務可否 \*\*\*

○訪問型サービスAの利用者が10人の場合

(必要人員)

管理者：1人

サ責：10人÷50人=0.2人×40時間/週(人)=8時間/週

※週8時間分の勤務時間があれば可

訪問介護員：必要数

(職員配置)

例1) 事業所の管理者が常勤のサ責を兼務。なお、事業所のサ責は複数名。

(訪問介護)	(訪問型サービスA)
・管理者 ⇒ A氏(常勤(20h)・サ責兼務)	・管理者 ⇒ B氏(非常勤(10h)・専従)
・サ責 ⇒ A氏(常勤(20h)・管理者兼務) B氏(非常勤(20h)・専従)	・サ責 ⇒ B氏(非常勤(10h)・専従)
・訪問介護員 ⇒ B氏 C氏 D氏	・訪問介護員 ⇒ B氏 (C氏) (D氏) (E氏)

- ・A氏は訪問介護事業所の**常勤のサ責**を務めているため、訪問Aの業務(管理者、サ責、訪問介護員)には従事不可。
- ・訪問介護事業所の非常勤のサ責(B氏)は、訪問介護事業所での勤務時間外に訪問型サービスAの非常勤職員として業務に従事することが可能(実質的な兼務が可能。なお、訪問介護の非常勤のサ責は常勤の1/2以上の勤務時間(週20時間)が必要)。
- ・サ責は訪問介護員の中から選ぶこととなっているため、訪問Aで必要となる週8時間のサ責の勤務時間には訪問介護員としての勤務時間も含まれる。利用者10人へのサービス提供に支障がなければ、上記のような組み合わせにより、既存の訪問介護事業所の職員のみで訪問Aの指定を受けることが可能。

例2) 事業所の管理者が常勤のサ責を兼務。なお、訪問事業所のサ責は1名。

(訪問介護)	
・管理者 ⇒	A氏 (常勤(20h)・サ責兼務)
・サ責 ⇒	A氏 (常勤(20h)・管理者兼務)
・訪問介護員 ⇒	B氏 (20h)
	C氏
	D氏
	E氏

(訪問型サービスA)	
・管理者 ⇒	B氏 (非常勤(10h)・専従)
・サ責 ⇒	B氏 (非常勤(10h)・専従)
・訪問介護員 ⇒	B氏
	(C氏)
	(D氏)
	(E氏)

- ・訪問介護事業所の管理者は訪問型サービスAの管理者を兼務可能だが、A氏は訪問の**常勤のサ責**を兼務しているため、訪問Aの業務（管理者、サ責、訪問介護員）には従事不可。
- ・訪問介護事業所の常勤のサ責はA氏のみ。
- ・訪問介護員B氏は非常勤職員として訪問型サービスAの業務（管理者、サ責、訪問介護員）に従事することが可能。
- ・サ責は訪問介護員の中から選ぶこととなっているため、訪問Aで必要となる週8時間のサ責の勤務時間には訪問介護員としての勤務時間も含まれる。利用者10人へのサービス提供に支障がなければ、上記のような組み合わせにより、既存の訪問介護事業所の職員のみで訪問Aの指定を受けることが可能。

例3) 事業所のサ責は1名（管理者と別人）

(訪問介護)	
・管理者 ⇒	A氏 (常勤(20h)・訪問A兼務)
・サ責 ⇒	B氏 (常勤(40h)・専従)
・訪問介護員 ⇒	C氏
	D氏
	E氏
	F氏

(訪問型サービスA)	
・管理者 ⇒	A氏 (常勤(10h)・訪問兼務)
・サ責 ⇒	A氏 (常勤(10h)・訪問兼務)
・訪問介護員 ⇒	A氏
	(C氏)
	(D氏)
	(E氏)

- ・B氏は訪問介護事業所の**常勤のサ責**を務めているため、訪問Aの業務（管理者、サ責、訪問介護員）には従事不可。
- ・訪問介護事業所の管理者は訪問Aの管理者を兼務可能。利用者に支障がなければ訪問Aのサ責（2級ヘルパー以上の資格が必要）を兼務することも可能。
- ・サ責は訪問介護員の中から選ぶこととなっているため、訪問Aで必要となる週8時間のサ責の勤務時間には訪問介護員としての勤務時間も含まれる。利用者10人へのサービス提供に支障がなければ、上記のような組み合わせにより、既存の訪問介護事業所の職員のみで訪問Aの指定を受けることが可能。

常勤換算方法で採用する事業所で必要となる  
常勤のサービス提供責任者数

利用者の数	通常の場合に必要な 常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で 必要となる常勤の サービス提供責任者数
40人以下	1	1
40人超80人以下	2	1
80人超120人以下	3	2
120人超160人以下	4	3
以下略		